平成２２年度税制改正大綱における農林水産関係税制の主要事項

平成21年12月22日
農 林 水 産 省

項目	税　目	概要
農林漁業用Ａ重油に対する課税の減免 ［石油石炭税2,040円/ｋｌが免税又は還付］	石油石炭税	1年延長
農業協同組合等の合併に係る課税の特例措置 ［合併にあたり簿価での資産引継ぎが認められる］	法人税 法人住民税 事業税	3年延長
家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律に基づく管理施設に係る課税標準の特例措置 ［５年間、２／３課税］	固定資産税	2年延長の上、廃止 （特例率を23年度取得分は3/4に縮減）
バイオ燃料製造設備に係る課税標準の特例措置 ［３年間、１／２課税］	固定資産税	2年延長
中核的地方卸売市場に係る課税標準の特例措置 ［５年間、２／３課税］	固定資産税	1年延長の上、廃止
資源再生化設備の特別償却制度等(食品循環資源再生処理装置)（環境省と共管） ［所得税、法人税：14%の特別償却 固定資産税：３年間、２／３課税］	所得税 法人税	廃止
	固定資産税	2年延長 （特例率を22年度取得分は3/4、23年度取得分は4/5に縮減）
農業経営基盤強化準備金制度及び農用地等を取得した場合の課税の特例措置（戸別所得補償制度） ［交付金等を準備金として積み立てた場合及び農用地等を取得した場合の必要経費算入等］	所得税 法人税	1) 適用実績を踏まえ、対象となる法人から特定農業団体及びこれに準ずる組織を除外 2) 対象となる交付金等に米戸別所得補償モデル事業交付金(仮称)及び水田利活用自給力向上事業交付金(仮称)を追加
農業委員会のあっせん等により農地等を取得した場合の課税標準の特例措置 ［取得価格２／３課税］	不動産取得税	廃止